

ぎふ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム設置要領

1 趣旨

「就職氷河期世代活躍支援に関する行動計画 2019」（令和元年 12 月 23 日 就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定）における基本的な考え方等を踏まえ、都道府県ごとに関係機関や団体を構成員として、官民が協働して都道府県内の就職氷河期世代の支援に社会全体で取り組む気運を醸成するとともに、活躍支援策のとりまとめ、進捗管理等を統括する「ぎふ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」（以下「ぎふPF」という。）を設置する。

ぎふPFにおいては、就職氷河期世代への支援に係る課題やニーズについての認識を共有し、今後の支援等について意見交換することを通じて、就職氷河期世代の支援に関する社会の関心を高めるとともに、この世代の中には配慮すべき様々な事情を抱える方がおられること等を踏まえ、画一的ではなく、地域の創意工夫も活かし、一人一人の事情や地域の実情に即した支援メニューを構築し、積極的に届けていくことが必要である。

2 構成員

別表に掲げる機関・団体のおりとする。

なお、必要に応じ、福祉と就労をつなぐ地域レベルのプラットフォーム（以下「市町村PF」という。）の構成団体その他の関係機関等からのヒアリングを行う。

3 各構成員の役割

上記 2 に記載の各構成員の主な役割は下記のおりとする。

(1) 行政機関

①岐阜県（商工労働部）

- ・ぎふPFとりまとめ事務局
- ・事業実施計画の策定とりまとめ
- ・実施事業の進捗管理
- ・市町村PFとの連絡調整
- ・各種支援策の周知、広報、実施

②岐阜県（健康福祉部）

- ・市町村PFとの連絡調整
- ・各種支援策の周知、広報、実施

③岐阜労働局

- ・ぎふPFとりまとめ事務局

- ・事業実施計画の策定とりまとめ
- ・実施事業の進捗管理
- ・各種支援策の周知、広報、実施

④就労支援機関

- ・専門窓口・専門チームによる就職支援
- ・企業説明会、面接会の開催
- ・企業に対する正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ、就職氷河期世代を対象とした求人確保
- ・職業訓練の充実
- ・社会参加に向けた支援を必要とする者への支援の充実
- ・各種支援策の周知、広報
- ・その他就職氷河期世代の支援に係る施策の提案

⑤地方関係機関（中部経済産業局、中部運輸局）

- ・関係業界、団体への協力要請

(2) 経済団体、労働団体、業界団体及び支援機関

- ・企業に対する就職氷河期世代を対象とした求人募集、積極的な採用、企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保の働きかけ
- ・企業に対する人材育成の充実や正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ
- ・就職氷河期世代の就労や社会参加に向けた相談支援
- ・イベントや会報等での各種支援策等の周知広報
- ・その他就職氷河期世代の支援に係る施策の提案

4 取組事項

次の事項について協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

(1) 気運醸成及び各種支援策の周知広報

岐阜県内の就職氷河期世代の支援に社会全体で取り組む気運を醸成し、各界が一体となって、積極的な採用、正規雇用化を含む処遇改善や社会参加への支援に結びつくような環境整備を図る。

また、就職氷河期世代本人及びその家族等に対し、各構成員が有する様々なルートを通じて各種支援策の周知広報を図る。

(2) 支援対象者の把握

地域ごとに支援の対象者となる以下の3種類の者に係る実態や支援ニーズの把握について、その手法等を検討する。なお、①、②の対象者数については、「都道府県別・就職氷河期世代活躍支援プログラム対象者数推計表」を参考にすることとする。

①不安定な就労状態にある者

- ・正規雇用を希望しながら非正規雇用で働いている者

- ・前職が非正規雇用で、正規雇用を希望する完全失業者
 - ②長期にわたり無業の状態にある者
 - ・就業を希望しながら、就業も求職活動も行っておらず、家事も通学もしていない者
 - ③社会参加に向けた支援を必要とする者（ひきこもり等）
 - ・ひきこもりの状態にある者など、就労支援だけでなく、福祉的な支援を必要としている者
- (3) 目標、K P I（重要業績評価指標）の設定及び事業実施計画の策定
- ①上記（2）の支援対象者ごとの取組に係る目標を設定するとともに、K P I を可能な限り定量的に設定する。
 - ②目標を達成するため、また上記1の趣旨を踏まえつつ事業実施計画を策定する。
 - ③事業実施計画に基づく事業の進捗管理を行う。
- (4) 市町村P Fとの連携
- 岐阜県は、管内市町村P Fの事務局と連絡調整を図り、管内市町村P Fとの情報共有と広域的課題の対応を行う。
- ・県レベルの経済団体への対応依頼（福祉からの受入先の開拓、雇用にあたって必要な配慮等）
 - ・経済団体、他の市町村等とのつながり作りの支援
 - ・県を越えた自治体間の広域的な取組の支援
- 等の要請に対応するとともに、管内市町村P Fの先進的な取組事例の把握と周知等、必要な情報提供を行う。

5 ぎふP Fの会議運営

- (1) 上記4に掲げる事項の協議を行うため、年2回を目安に会議を開催することとするが、この他必要に応じて開催することもできるものとする。
- (2) 前項の会議に座長を置き、岐阜労働局職業安定部長をもって充てる。
なお、座長は会務を総理し、会議の議事を運営する。

6 秘密の保持

ぎふP Fの構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

附則

本設置要領は、令和2年5月29日から施行する。

ぎふ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム構成員

区 分	機 関 ・ 団 体 名
経済団体	一般社団法人 岐阜県経営者協会
	岐阜県中小企業団体中央会
	岐阜県商工会議所連合会
	岐阜県商工会連合会
労働団体	日本労働組合総連合会 岐阜県連合会
業界団体	一般社団法人 岐阜県建設業協会
	一般社団法人 岐阜県トラック協会
	一般社団法人 岐阜県警備業協会
	岐阜県老人福祉施設協議会
支援機関	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構岐阜支部
	岐阜県専修学校各種学校連合会
	社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会
	岐阜県若者サポートステーション
市 町 村	岐阜県市長会
	岐阜県町村会
行 政	中部経済産業局
	中部運輸局岐阜運輸支局
	岐阜県
	岐阜労働局